

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	李 仁斌 (リ ジンビン)
登録番号又は法人番号	11080827
所属する単位会	東京都行政書士会
事務所名称	けやき国際行政書士事務所
事務所所在地	東京都新宿区高田馬場4-4-2 尾上ビル402号
処分年月日	平成30年3月27日(理事会決議日)
処分内容(種類)	3年の会員権停止 (東京都行政書士会会則第23条第1項第2号)
上記処分をした理由	<p>李会員には、平成28年2月から平成29年3月に至るまでに、3件の事案が申し立てられた。</p> <p>その内容は、在留資格認定申請・同変更申請によるもの、離婚協議手続き業務等であったが、そのいずれかに関しても、李会員は、依頼者にきちんとそれらの業務に関する事情を説明せず、在留資格においては不許可通知を受理しているにもかかわらず、連絡せずに、報告さえも行わなかった事は依頼者の信頼を損ね、行政書士の信用を失墜せしめる行為であることに該当する。</p> <p>各事案において、業務を放置しその後、申し立て人から返金要求・預り書類の返却等を求められ、履行しているが、これをもって不問にすべき事案とは看過しがたい。</p> <p>短期間のうちに、このような事件を引き起こした事は、社会的責任を負うべき立場である行政書士としての認識・責任感の欠如と言わざるを得ない。聴取中の会員本人の応答等から判断し、再犯の可能性が著しく高いことから、本人の猛省を促し、再度このような事のなきよう注意喚起するためにも、上記処分とする。</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>行政書士法 第10条 行政書士は、誠実にその業務を行なうとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。</p> <p>東京都行政書士会倫理規程 第20条 行政書士は、依頼の目的が達成できないのにできるような装って事案を引き受けてはならない。</p> <p>第21条 行政書士は、事案を引き受ける際に特異な問題が予見されるときは、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に益するとみられる立場から、依頼人の利益に盲従することなく、率直な意見を述べなければならない。</p> <p>第22条 行政書士は、不当な目的または手段が看取される事案を引き受けてはならない。</p>